横須賀市軟

第 1819 号

 発行日
 発行所
 横須賀市小川町11番地横須賀市の役所

 毎月
 編集兼 横須賀市長

 10日
 発行人
 上地克明

 25日
 印刷所衛宮村印刷所

目 次	
条 例	
◇横須賀市議会議員政治倫理条例中一部改正	14806
◇横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例中一部	
下	<i>"</i>
○福祉施設入所者費用徵収条例中一部改正	
	//
規則	
◇横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則	甲
一部改正	//
告示	
◇除去した違法放置等物件の保管について	14807
◇港湾施設の一部の供用の再開について	"
◇収納事務の委託について	//
◇地縁による団体の告示事項の変更について	"
◇地縁による団体の告示事項の変更について	//
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	
◇上張行朱利泉広に至う、形頁及史吋安屈山凸域の相定ついて	
	<i>∥</i>
◇公募対象公園施設の場所の指定及び公募設置等計画の	
定について	"
◇地籍調査の実施について	14808
◇市道路線認定、道路区域決定及び供用開始について…	"
◇道路区域変更について	//
◇道路の供用開始について	"
◇道路の供用開始について	"
◇徴収事務の委託について	//
公 告	
	1.4000
◇固定資産税・都市計画税の督促状の公示送達	
◇市民税・県民税ほか2件の督促状の公示送達	//
◇債権差押調書の公示送達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	"
◇配当計算書の公示送達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	"
◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達	//
◇自動車臨時運行許可番号標の無効について	"
◇都市公園の区域及び面積の変更について	"
◇開発行為の工事完了について	"
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について	1/1810
◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	
◇指定下水道工事店の指定について	"
議会規則	
◇横須賀市議会会議規則中一部改正	
◇横須賀市議会委員会規則中一部改正	"
議 会 規 程	
◇横須賀市議会議員政治倫理条例施行規程中一部改正…	14811
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について	"
◇横須賀市立児童図書館の供用の休止について	
選挙管理委員会告示	
	,,
◇選挙権を有する方の50分の1の数について	
◇選挙権を有する方の3分の1の数について	
◇選挙権を有する方の 6 分の 1 の数について	//
◇横須賀市長選挙における選挙長及び同職務代理者につ	()
T	"
◇横須賀市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所に	つ
いて	//
◇横須賀市長選挙に係る期日前投票所における投票管理	者
及び同職務代理者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	"
◇指定投票区等の指定について	//
v 10/00/2010 0 = 10/01= 1 1 2	

◇横須賀市長選挙における投票管理者及び同職務代理者に
ついて
ついて
◇横須賀市長選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポ
スターの掲示を開始することができる日について 〃
◇横須賀市長選挙について
◇横須賀市長選挙における投票用紙の様式について ″
◇横須賀市長選挙における選挙運動のために使用する自動
車、船舶及び拡声機用表示板の地色について・・・・・・ 14813
◇横須賀市長選挙における選挙運動のための標旗の地色並 びに選挙運動員章及び乗車・乗船章の地色及び文字の色
に四いて
◇横須賀市長選挙における選挙運動用ビラ証紙の地模様及
びその色について
◇横須賀市長選挙における政治活動用自動車の表示板の地
色及び文字の色について <i>"</i>
◇横須賀市長選挙における政治活動用ポスター証紙の地模
様及びその色について・・・・・・・・・・・・・・・・・・//
◇横須賀市長選挙における政談演説会の開催告知用立札及 び看板類の表示板の地色及び文字の色について //
○横須賀市長選挙における選挙公報の掲載順序のくじを行
う日時及び場所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◇横須賀市長選挙における投票記載所の氏名等の掲載順序
のくじを行う日時及び場所について
◇横須賀市長選挙における期日前投票を行う場所につい
T
◇横須賀市長選挙における不在者投票を行う場所につい
て
◇横須賀市長選挙における開票事務と選挙会の事務とを併
せて行わないことについて
◇横須賀市長選挙における開票の日時及び場所につい
T
◇横須賀市長選挙における開票立会人のくじを行う日時及
び場所について
◇横須賀市長選挙における選挙運動用費用の支出制限額について
ついて
〜個須貝巾及選挙にありる選挙運動促争有及び方例有に対 する報酬及び実費弁償の最高額について //
◇横須賀市長選挙における選挙会の日時及び場所について
◇横須賀市長選挙に係る期日前投票所における投票管理者
及び同職務代理者の選任替えについて //
◇横須賀市長選挙に係る期日前投票所における投票管理者
及び同職務代理者の選任替えについて //
◇横須賀市長選挙において当選人と決定した方の住所及び
氏名について
農業委員会告示 ◇農業委員会総会の招集について
マール では、 ・
◇横須賀市長選挙における選挙長の事務を行う場所につい
T
◇横須賀市長選挙における選挙立会人のくじを行う日時及
び場所について
◇横須賀市長選挙における候補者の届出について //
◇横須賀市長選挙における供託事務を取り扱う供託所について
正 誤
<u> </u>

何

横須賀市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例をここ に公布する。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第48号(命和3年6月23日 据 示 溶)

横須賀市議会議員政治倫理条例の一部を改正する

横須賀市議会議員政治倫理条例(平成12年横須賀市条例第73 号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(政治倫理基準等)」に改め、同条に次 の2項を加える。

- 2 議員は、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメ ント等の他者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は人 格若しくは尊厳を害する行為をしてはならない。
- 3 議員は、文書、インターネット等を用いる方法その他の方 法により、他者の名誉又は社会的信用を害する可能性の高い 誹謗中傷に当たる行為をしてはならない。

第4条の見出し中「市民」を「市民等」に改め、同条中「政 治倫理基準に違反していると認めるときは、当該議員が政治倫 理基準」を「前条第1項の規定に違反していると認めるとき は、当該議員が同項の規定」に、「に対し、政治倫理基準」を 「(当該議員が議長である場合にあっては、副議長。以下この 条から第7条までにおいて同じ。) に対し、当該議員の同項の 規定」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第2項若しくは第3項に規定する行為を受けたと思料 する者又は市長その他の執行機関は、当該議員が同条第2項 又は第3項の規定に違反していると疑うに足る事実を証する 資料を添えて、議長に対し、当該議員の同条第2項又は第3 項の規定に違反する行為の存否について調査請求をすること ができる。

第7条の見出しを「(政治倫理基準違反等の審査)」に改 め、同条第1項中「政治倫理基準違反の」を「当該議員の第3 条各項の規定に違反する」に改める。

第9条中「政治倫理基準」を「第3条各項の規定」に改め

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市議会議員政治倫理条例の規定は、この条 例の施行の日以後になされた行為について適用し、同日前に なされた行為については、なお従前の例による。

横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正す る条例をここに公布する。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第49号(令和3年6月23日)掲 示 済)

横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例の一 部を改正する条例

横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年横須 賀市条例第57号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「 印|を「 ⊢に改める。

附則

- この条例は、令和3年7月1日から施行する。
- この条例による改正後の横須賀市議会政務活動費の交付に 関する条例の規定は、令和3年10月以後の月分の政務活動費 の交付に係る政務活動費収支報告書について適用し、同年9 月以前の月分の政務活動費の交付に係る政務活動費収支報告 書については、なお従前の例による。

福祉施設入所者費用徴収条例の一部を改正する条例をここに

令和3年7月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第50号(令和3年7月1日) 掲 示 済)

福祉施設入所者費用徴収条例の一部を改正する条

福祉施設入所者費用徵収条例(平成12年横須賀市条例第11 号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考に関する部分中第3項を削り、第4項を第3項 とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2備考に関する部分第2項中「及び第3項」を削り、 同部分中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第8 項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第3第1項の表備考に関する部分第5項及び第2項の表 備考に関する部分第5項並びに別表第4備考に関する部分第7 項中「及び第3項」を削る。

附即

この条例は、公布の日から施行する。

規

横須賀市規則第81号(令和3年7月1日)掲 示 済

横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部 を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行 規則の一部を改正する規則

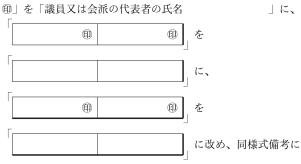
横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成 19年横須賀市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「議員又は会派の代表者の氏名

⑩」を「議員又は会派の代表者の氏名

め、同様式備考に関する部分を削る。

第2号様式中「議員又は会派の代表者の氏名



関する部分を削る。

第3号様式中「議員又は会派の代表者の氏名

⑪ | を「議員又は会派の代表者の氏名

上に改

」に改

め、同様式備考に関する部分を削る。

第4号様式中「議員又は会派の代表者の氏名

⊕ | を「議員又は会派の代表者の氏名

Θì	」で「餓貝人は云派の	八衣有の八石		J 10-7
Γ	- - - - -		に、	
Γ	- - 		に改め、	同様式

備考に関する部分を削る。

第7号様式中「議員又は会派の代表者の氏名 ⑩」を「議員又は会派の代表者の氏名

上に改

め、同様式備考に関する部分を削る。

第8号様式中「氏名

⊕」を「 氏名 (自署) 「に改める。

第 9 号様式中「会派の名称及び代表者氏名

「会派の名称及び代表者氏名

⑩」を 氏名

様

に、 氏名 (自署)

「会派の名称及び代表者氏名 ⑪」を

「会派の名称及び代表者氏名 (自署)

」に改め

第10号様式中「議員又は会派の代表者の氏名

⑩」を「議員又は会派の代表者の氏名 める。

」に改

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第8号様式から第10号様式までの規定は、令和3 年10月以後の月分の政務活動費の交付に係る支払確認書及び 政務活動費収支報告書訂正願について適用し、同年9月以前 の月分の政務活動費の交付に係る支払確認書及び政務活動費 収支報告書訂正願については、なお従前の例による。

横須賀市告示第 118 号 (令和 3 年 6 月16日) 掲 示 済

道路法(昭和27年法律第 180 号)第44条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり違法放置等物件を除去し、及び保 管しました。

令和3年6月16日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 保管した違法放置等物件の名称又は種類、形状及び数量 普通自動二輪車1台並びに当該車両内に存する車載工具一 式及び普通自動二輪車用ナンバープレート1枚
- 2 保管した違法放置等物件が放置され、又は設置されていた 場所及びその違法放置等物件を除去した日時
- (1) 保管した違法放置等物件が放置され、又は設置されてい た場所

横須賀市平作2丁目2812番5地先

- (2) 違法放置等物件を除去した日時 令和3年6月15日午前11時12分
- 3 違法放置等物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- (1) 違法放置等物件の保管を始めた日時 令和3年6月15日午前11時40分
- (2) 違法放置等物件の保管の場所
- 横須賀市公郷町4丁目4番1号

4 返還を受ける方法等

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定しま す。

5 問い合わせ先

横須賀市土木部道路維持課

次に掲げる港湾施設は、令和3年7月1日から供用を再開し ます。

令和3年6月28日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 新港臨港道路の一部
- 新港荷さばき地の一部
- 3 新港野積場の一部

横須賀市告示第 136 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の 規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。

令和3年7月12日

横須賀市長 上 地 克 明

1 受託者の住所・氏名等

住	所	氏	名	収納事務
横浜市神 町 3 番 サ フィック 横浜イー	也 4 パシマークス	株式会社 ツーリス 横浜支店	ト首都圏	オリンピックチケッ トの売払いに係る 代金

2 季託の期間

令和3年6月28日から同年9月30日まで

~~~~~~~~

#### 横須賀市告示第 137 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260 条の 2 第11項の規 定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届 出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

会和3年7月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 地縁団体の名称         |      | 主 | た | る  | 事 | 務 | 所   |           |   |
|-----------------|------|---|---|----|---|---|-----|-----------|---|
| 地核団体の石が         | 変    | 更 | 前 |    |   | 変 | 更   | 後         |   |
| ハイランド1丁<br>目自治会 | 横須賀市 |   |   | ノド |   |   | り番1 | イラン<br>6号 | ド |

#### 横須賀市告示第 138 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260 条の 2 第11項の規 定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届 出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和3年7月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 地縁団体の名称        | 代表者の氏名及び住所                      |                              |  |  |  |
|----------------|---------------------------------|------------------------------|--|--|--|
| 地核団体の石体        | 変 更 前                           | 変更後                          |  |  |  |
| 佐島なぎさの丘<br>自治会 | 塚 本 好 之<br>横須賀市佐島の丘1<br>丁目23番8号 | 小野隆美<br>横須賀市佐島の丘1<br>丁目10番6号 |  |  |  |

#### 横須賀市告示第 139 号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定 に基づき、次に掲げる土地の区域を形質変更時要届出区域とし て指定します。

令和3年7月12日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 形質変更時要届出区域
  - 横須賀市走水一丁目 930 番の一部
- 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31 条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

### 

都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の5第1項の規定 により、次のとおり公募対象公園施設の場所を指定し、当該公 募設置等計画が適当である旨を認定しました。

令和3年7月12日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 公募設置等計画の対象となる都市公園
- (1) 名称 長井海の手公園
- (2) 位置 横須賀市長井4丁目3491番3
- 2 認定計画提出者

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

株式会社日比谷花壇

代表取締役 宮 島 浩 彰

- 3 認定をした日
  - 令和3年6月30日
- 4 認定の有効期間

令和4年4月1日から令和24年3月31日まで

5 指定した公募対象公園施設の場所 別図のとおり

(別図略)

#### 横須賀市告示第 141 号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第6条の4第1項の規 定により、次のとおり地籍調査を実施します。

令和3年7月12日

横須賀市長 上 地 克 明

1 事業計画が定められた年月日

令和3年7月6日

2 調査を実施する者の名称 横須賀市

3 調査地域

衣笠栄町3丁目・4丁目及び長井5丁目・6丁目の各一部

4 調査期間

令和3年7月12日から同年12月28日まで

#### 横須賀市告示第 142 号

市道路線認定、道路区域決定及び供用開始に関す る告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条及び第18条の規定に基づき、次のように市道の路線を認定し、道路の区域を決定し、及び令和3年7月12日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の 日から30日間一般の縦覧に供します。

令和3年7月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路線名   | 起<br>終                                     | 点<br>点 | 敷地の幅員            | 延 | 長            | 重要な経過地 |
|-------|--------------------------------------------|--------|------------------|---|--------------|--------|
| 7,780 | 7,780 根岸町2丁目49番の19地先から<br>根岸町2丁目53番の26地先まで |        | メートル<br>4.2~10.2 |   | メートル<br>47.3 |        |

#### 横須賀市告示第 143 号

道路区域変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の

日から30日間一般の縦覧に供します。

令和3年7月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路線名   | 旧新別 | 区                                            | 間 | 敷地の幅員           | 延 | 長            |
|-------|-----|----------------------------------------------|---|-----------------|---|--------------|
| 3,722 | 旧   | 長井1丁目1425番の10地先から<br>長井1丁目2565番の2地先まで        |   | メートル<br>2.4~2.8 |   | メートル<br>20.3 |
| 5,122 | 新   | 長井1丁目1425番の1地先から<br>長井1丁目2565番の2地先まで         |   | 2.4~6.1         |   | 20.5         |
| 3,827 | 旧   | 秋谷 1 丁目 858 番の12地先から<br>芦名 2 丁目2435番の 5 地先まで |   | 1.8~4.0         |   | 42.2         |
| 5,021 | 新   | 秋谷 1 丁目 858 番の12地先から<br>芦名 2 丁目2435番の 5 地先まで |   | 1.8~4.2         |   | 41.8         |
| 2.020 | 旧   | 秋谷1丁目 858 番の12地先から<br>秋谷1丁目 858 番の12地先まで     |   | 1.8             |   | 10.7         |
| 3,839 | 新   | 秋谷1丁目 858 番の12地先から<br>秋谷1丁目 852 番の1地先まで      |   | 2.5~3.1         |   | 10.4         |

#### 横須賀市告示第 144 号

道路の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、令和3年7月12日から次のように道路の供用を開始します。その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和3年7月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路線名   | 起<br>終                               | 点点 |
|-------|--------------------------------------|----|
| 3,722 | 長井1丁目1425番の1地先から<br>長井1丁目2565番の2地先まで |    |

#### 横須賀市告示第 145 号

道路の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づ

き、令和3年7月13日から次のように道路の供用を開始します。 その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の 日から30日間一般の縦覧に供します。

令和3年7月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路線名   | 起<br>終                                  | 点<br>点 |  |
|-------|-----------------------------------------|--------|--|
| 3,827 | 秋谷1丁目 858 番の12地先から<br>芦名2丁目2435番の5地先まで  |        |  |
| 3,839 | 秋谷1丁目 858 番の12地先から<br>秋谷1丁目 852 番の1地先まで |        |  |

#### 横須賀市告示第 146 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の 規定に基づき、次のとおり徴収の事務を委託しました。

令和3年7月12日

#### 横須賀市長 上 地 克 明

#### 1 受託者の住所・氏名等

| - | ~,,,,,,                                 | 四//1 ~ (日 )                          |                            |
|---|-----------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|
|   | 住 所                                     | 氏 名                                  | 徴 収 事 務                    |
|   | 東京な田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 | 一般財団法人地域総<br>合整備財団<br>理事長<br>稲 野 和 利 | 横須賀市地域総合整備資<br>金の貸付けに係る償還金 |

#### 2 委託の期間

令和3年7月1日から令和4年6月30日まで

#### 公

告

#### 横須賀市公告第 127 号 (令和 3 年 6 月29日) 掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年6月29日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年    | 度   | 税          | 目                | 備       | 考     |
|------|-----|------------|------------------|---------|-------|
| 令和 3 | 3年度 | 固定資<br>都市計 | <b>産税</b><br>計画税 | 定期賦課分及び | 6月随時分 |

(別紙略)

#### **横須賀市公告第 128 号** (令和 3 年 7 月 2 日) 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年7月2日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年    | 度     | 税目                    | 期别発付年月日                |
|------|-------|-----------------------|------------------------|
|      |       |                       | 第2期分令和2年9月29日          |
|      |       | 市民税                   | 第 4 期 分 令和 3 年 2 月 24日 |
|      |       | 県 民 税                 | 7月随時 令和2年8月27日         |
| 令和 2 | 年度    | (普通徴収)                | 2月随時 令和3年3月23日         |
|      |       | 3月随時 令和3年4月27日        |                        |
|      | 固定資産税 | 第 3 期 分 令和 3 年 1 月28日 |                        |
|      |       | 都市計画税                 | 第 4 期 分 令和 3 年 3 月23日  |

(別紙略)

#### 横須賀市公告第 129 号 (令和 3 年 7 月 2 日) 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年7月2日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

#### 横須賀市公告第 130 号 (令和 3 年 7 月 2 日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年7月2日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

### 横須賀市公告第 131 号 (令和 3 年 7 月 2 日) 掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年7月2日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年  | 度   | 税  |    | 目      | 備            | 考        |
|----|-----|----|----|--------|--------------|----------|
| 令和 | 3年度 | 市県 | 民民 | 税<br>税 | 定期賦課分及7<br>分 | び定期賦課過年度 |

(別紙略)

#### 横須賀市公告第 132 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和3年7月12日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号 番 号 横浜 横須賀 91-34

······

### 横須賀市公告第 133 号 $\begin{pmatrix} 6\pi & 3 & 4\pi & 7 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 & 112 &$

都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)第2条の規定により、次の都市公園の区域及び面積を変更し、令和3年7月12日からその供用を開始します。

令和3年7月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| Ø ₩r    | 位 置(代表地番)  |        | 面                 | 積                 |  |
|---------|------------|--------|-------------------|-------------------|--|
| 名 称     |            | 区 域    | 変更前               | 変 更 後             |  |
| くりはま花の国 | 横須賀市神明町1番1 | 別図のとおり | 平方メートル<br>583,021 | 平方メートル<br>572,005 |  |

(別図略)

横須賀市公告第 134 号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 3 項の規定に

より、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。 令和3年7月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 許 可 年 月 日             | 工事完了検査済証交付         | 開発区域に含まれる     | 開発許可を受けた者の                                    |
|-----------------------|--------------------|---------------|-----------------------------------------------|
| 及 び 許 可 番 号           | 年月日及び交付番号          | 地 域 の 名 称     | 住 所 及 び 氏 名                                   |
| 平成29年7月11日<br>29開第16号 | 令和3年6月24日<br>令3第2号 | 横須賀市秋谷1丁目852番 | 横須賀市浦郷町五丁目2931番地<br>株式会社ワン・エイト<br>代表取締役 長谷川 賢 |

### 上下水道局告示

#### 横須賀市上下水道局告示第28号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)

第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者 を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和3年7月12日

横須賀市上下水道事業管理者 横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名          | 代表者名  | 所 在 地                       | 指定年月日         | 有効期限          |
|------|---------------------|-------|-----------------------------|---------------|---------------|
| 585  | 有限会社せいわ工業           | 柳館清和  | 茅ヶ崎市赤羽根1788番地 2             | 令和3年<br>6月16日 | 令和8年<br>6月15日 |
| 586  | グリーンポンプサービス株式<br>会社 | 堀 芳昭  | 大和市代官一丁目 1 番28号             | 令和3年<br>6月21日 | 令和8年<br>6月20日 |
| 587  | 株式会社ア―ルイー           | 石 内 孝 | 横浜市中区相生町一丁目15番地<br>第二東商ビル4B | 令和3年<br>6月23日 | 令和8年<br>6月22日 |

#### 横須賀市上下水道局告示第29号

指定給水装置工事事業者規程(平成10年横須賀市水道企業管 理規程第11号)第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる指定 給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出

がありました。

令和3年7月12日

横須賀市上下水道事業管理者 横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代表者名 | 所 在 地            | 届出年月日     |
|------|------------|------|------------------|-----------|
| 263  | 株式会社ミナト    | 田中進一 | 横浜市港南区下永谷三丁目3番1号 | 令和3年6月22日 |

#### 横須賀市上下水道局告示第30号

横須賀市下水道条例(昭和41年横須賀市条例第29号)第6条 及び指定下水道工事店条例(平成12年横須賀市条例第45号)第 2条の規定に基づき、令和8年3月31日まで次に掲げる工事店 を本市指定下水道工事店として指定しました。 令和3年7月12日

> 横須賀市上下水道事業管理者 横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号  | 工 事 店 名   | 代表者名 | 所 在 地           | 指定年月日     |
|-------|-----------|------|-----------------|-----------|
| 須 404 | 有限会社せいわ工業 | 柳館清和 | 茅ヶ崎市赤羽根1788番地 2 | 令和3年6月17日 |

#### 規 l≣∏

横須賀市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定 める。

令和 3 年 6 月23日 (令和 3 年 6 月23日) 掲 示 済

横須賀市議会議長 大 野 忠 之 横須賀市議会会議規則の一部を改正する規則

横須賀市議会会議規則(平成14年12月20日制定)の一部を次 のように改正する。

第2条本文中「出産」を「配偶者の出産補助」に改め、同条 に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該 出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その 期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出するこ とができる。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市議会委員会規則の一部を改正する規則を次のように 定める。

令和3年6月23日(令和3年6月23日) 掲 示 済)

横須賀市議会議長 大 野 忠 之

横須賀市議会委員会規則の一部を改正する規則

横須賀市議会委員会規則(平成14年12月20日制定)の一部を 次のように改正する。

第3条本文中「出産」を「配偶者の出産補助」に改め、同条 に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該 出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その 期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出する ことができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 会 規

横須賀市議会議員政治倫理条例施行規程(平成12年12月25日 制定)の一部を次のように改正する。

令和3年6月23日(令和3年6月23日)掲 示 済

横須賀市議会議長 大 野 忠 之

別記様式中「横須賀市議会議員政治倫理条例第3条第 号」 「横須賀市議会議員政治倫理条例第3条

□第1項第 号

に改める。

□第2項

□第3項

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

### 教育委員会告示

#### 横須賀市教育委員会告示第10号(令和3年6月21日)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。 令和3年6月21日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉

1 日時 令和3年6月24日午前9時30分

- 2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 3 会議に付議すべき事項
- (1) 美術館条例施行規則等中改正について
- (2) 学齢児童生徒の就学に関する取扱規程中改正について

### 横須賀市教育委員会告示第11号(令和3年6月25日)

横須賀市立児童図書館は、修繕工事のため、令和3年6月25 日から当分の間、供用を休止します。

令和3年6月25日

横須賀市教育委員会 聡 教育長 新 倉

### 選挙管理委員会告決

#### 横須賀市選挙管理委員会告示第12号(令和3年6月19日)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条 第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律 第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有 する方の総数の50分の1の数は、6.774です。

令和3年6月19日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

### 横須賀市選挙管理委員会告示第13号(令和3年6月19日)掲 示 済

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第 1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組 織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1 項に規定する選挙権を有する方の総数の3分の1の数は、 112,885 です。

令和3年6月19日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

### 横須賀市選挙管理委員会告示第14号 $\begin{pmatrix} 6\pi & 3 & 6 & 6 & 6 \end{pmatrix}$ 所 $\begin{pmatrix} 6\pi & 3 & 6 & 6 & 6 \end{pmatrix}$ 所 $\begin{pmatrix} 6\pi & 3 & 6 & 6 & 6 \end{pmatrix}$

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第 4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する方の総 数の6分の1の数は、56,443です。

令和3年6月19日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

#### 

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における選挙長及び 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その 職務を代理すべき方を次のとおり選任します。

令和3年6月19日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

(次のとおりは略)

### 横須賀市選挙管理委員会告示第16号 $\begin{pmatrix} 2\pi & 3 & 4\pi & 6 & 6 & 6 \end{pmatrix}$ 所 $\begin{pmatrix} 3\pi & 3\pi & 6 & 6 & 6 & 6 \end{pmatrix}$ 所 $\begin{pmatrix} 3\pi & 3\pi & 6 & 6 & 6 & 6 \end{pmatrix}$

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙におけるポスター掲 示場を設置する場所を、別紙のとおり定めます。

令和3年6月19日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

(別紙略)

#### 横須賀市選挙管理委員会告示第17号(令和3年6月19日) 掲 示 済

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における期日前投票 所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者 が欠けた場合において、その職務を代理すべき方を、別紙のと おり選任します。

令和3年6月19日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

(別紙略)

#### 

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第26条第1項の規 定により、次のとおり指定投票区を指定し、併せて指定関係投 票区を定め、次のとおり施行します。

なお、令和元年横須賀市選挙管理委員会告示第11号は、廃止 します。

会和3年6月19日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

| 指定投票区  | 指 定 関 係 投 票 区                           |
|--------|-----------------------------------------|
| 第16投票区 | 第 1 投票区から第15投票区まで及び第17<br>投票区から第86投票区まで |

### 

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における投票管理者 及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合に おいて、その職務を代理すべき方を、別紙のとおり選任しま

令和3年6月19日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

(別紙略)

#### 横須賀市選挙管理委員会告示第20号(令和3年6月19日)

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における開票管理者 及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合に おいて、その職務を代理すべき方を、次のとおり選任します。 令和3年6月19日

> 横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

(次のとおりは略)

### 

令和3年7月9日に任期が満了する横須賀市長選挙における ポスター掲示場に選挙運動用ポスターの掲示を開始することが できる日は、令和3年6月20日とします。ただし、公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第86条の4の規定による立候補の届 出の受理後とします。

令和3年6月19日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

### 横須賀市選挙管理委員会告示第22号(令和3年6月20日) 掲 示 済

横須賀市長選挙を次のとおり行います。

令和3年6月20日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

選挙の期日 令和3年6月27日

### 横須賀市選挙管理委員会告示第23号(令和3年6月20日) 掲 示 済)

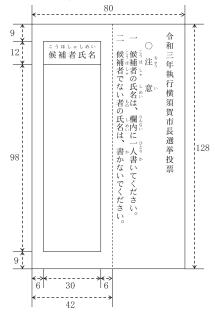
令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における投票用紙の 様式並びに用紙の色及び文字の色等を、別紙のとおり定めま

令和3年6月20日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

#### 横須賀市長選挙 (普通投票用紙)





(単位: mm)

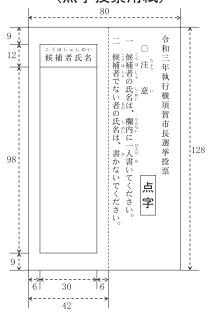
備考 1 横須賀市選挙管理委員会印は、刷り込み式とする。

規格は、上記のとおり。 紙質は、合成紙 (BPコート110) とする。

用紙の色は、白色とする。 文字・枠・印影等の色は、黒色とし、片面印刷とする。

#### 横須賀市長選挙 (点字投票用紙)

別紙 2



(単位:mm)

横須賀市選挙管理委員会印は、刷り込み式とする。 備考 1

横須賀市選季管理委員会印は、嗣り込み式とする。 規格は、上記のとおり。 紙質は、上質紙 (110kg) とする。 用紙の色は、白色とする。 文字・枠・印影等の色は、黒色とし、片面印刷とする。

### 

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙において、主として 選挙運動のために使用する自動車・船舶用表示板及び拡声機用 表示板の地色を次のとおり定めます。

令和3年6月20日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

- 1 自動車・船舶用表示板 クリーム色
- 2 拡声機用表示板 白色

#### 横須賀市選挙管理委員会告示第25号(令和3年6月20日)掲 示 済

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における街頭演説用標旗の地色並びに選挙運動員章及び乗車・乗船章の地色及び文字の色は、次のとおりとします。

なお、横須賀市選挙管理委員会印は、刷り込み式とします。 令和3年6月20日

> 横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

- 1 標旗の地色 桃色
- 2 選挙運動員章及び乗車・乗船章

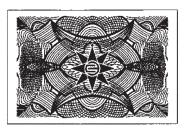
| 区 分    | 地 色 | 文字の色 |
|--------|-----|------|
| 選挙運動員章 | 桃 色 | 黒 色  |
| 乗車・乗船章 | 白 色 | 黒 色  |

### 横須賀市選挙管理委員会告示第26号 $\begin{pmatrix} 2\pi & 3 & 4 & 6 & 4 & 4 \end{pmatrix}$ $\begin{pmatrix} 2\pi & 3 & 4 & 6 & 4 & 4 \end{pmatrix}$ $\begin{pmatrix} 3\pi & 6 & 4 & 4 & 4 & 4 \end{pmatrix}$ $\begin{pmatrix} 3\pi & 6 & 4 & 4 & 4 & 4 \end{pmatrix}$ $\begin{pmatrix} 3\pi & 6 & 4 & 4 & 4 & 4 & 4 \end{pmatrix}$

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における選挙運動用 ビラ証紙の地模様及びその色について次のとおり定めます。 令和3年6月20日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

1 地模様



2 地模様の色 桃色

### 横須賀市選挙管理委員会告示第27号 $\begin{pmatrix} \Diamond n \ 3 \ 4 \ 6 \ J20 \ H \ R \end{pmatrix}$

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙において、政治活動のために使用する自動車表示板の地色及び文字の色を次のとおり定めます。

令和3年6月20日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

- 1 地 色 藤色
- 2 文字の色 黒色

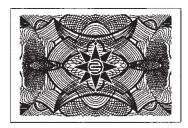
### 

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における政治活動用ポスター証紙の地模様及びその色について次のとおり定めます。

令和3年6月20日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

1 地模様



2 地模様の色 黄色

#### 

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における政談演説会告知用立札・看板類表示板の地色及び文字の色を次のとおり定めます。

令和3年6月20日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

- 1 地 色 オレンジ色
- 2 文字の色 黒色

### 

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における選挙公報の 掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めま す

令和3年6月20日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

- 1 日時 令和3年6月20日午後5時10分
- 2 場所 横須賀市日の出町1丁目5番地 ヴェルクよこすか2階 横須賀市選挙管理委員会事務室

### 横須賀市選挙管理委員会告示第31号 $\begin{pmatrix} 6 & 13 & 4 & 6 & 120 & 14 \\ 48 & & 76 & 14 & 14 \end{pmatrix}$

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第175条第1項から第3項までの規 定による投票記載所の氏名等の掲示順序を定めるくじを行う日 時及び場所を、次のとおり定めます。

令和3年6月20日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

- 1 日時 令和3年6月20日午後5時30分
- 2 場所 横須賀市日の出町1丁目5番地 ヴェルクよこすか2階

横須賀市選挙管理委員会事務室

#### 横須賀市選挙管理委員会告示第32号(令和3年6月20日 掲 示 済)

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における期日前投票を行う場所を、次のとおり定めます。

令和3年6月20日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

(次のとおりは略)

### 横須賀市選挙管理委員会告示第33号(合和3年6月20日) 指 示 済)

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における不在者投票を行う場所を、次のとおり定めます。

令和3年6月20日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫 (次のとおりは略)

横須賀市選挙管理委員会告示第34号(令和3年6月20日) 掲 示 済)

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における投票所を、 別紙のとおり定めます。

令和3年6月20日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

(別紙略)

横須賀市選挙管理委員会告示第35号(合和3年6月20日 掲 示 済)

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における開票の事務は、選挙会の事務と併せて行わない。

令和3年6月20日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における横須賀市開票区の開票の日時及び場所を、次のとおり定めます。

令和3年6月20日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

- 1 日時 令和3年6月27日午後9時
- 2 場所 横須賀市不入斗町1丁目2番地 横須賀市総合体育会館第2競技場

横須賀市選挙管理委員会告示第37号  $\begin{pmatrix} 2\pi & 3 & 4\pi & 6 & 120 & 14 \\ 4\pi & \pi & \pi & 3 \end{pmatrix}$ 

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における横須賀市開票区の開票立会人となるべき方につき、公職選挙法(昭和25年 法律第100号)第62条第2項及び第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定めます。

令和3年6月20日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

- 1 日時 令和3年6月24日午後5時10分
- 2 場所 横須賀市日の出町1丁目5番地 ヴェルクよこすか2階 横須賀市選挙管理委員会事務室

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における選挙運動費 用の支出制限額を、次のとおり定めます。

令和3年6月20日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

候補者1人につき 18,600,000円

横須賀市選挙管理委員会告示第39号  $\begin{pmatrix} 2\pi & 3 & 4 & 6 & 120 & 11 \\ 47 & 77 & 36 \end{pmatrix}$ 

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における選挙運動に 従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選 挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報 酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者に対し支 給することができる報酬の最高額を、別紙のとおり定めます。

令和3年6月20日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

(別紙略)

横須賀市選挙管理委員会告示第40号  $\begin{pmatrix} 2\pi & 3 \mp & 6 \end{pmatrix}$  月20日  $\begin{pmatrix} 2\pi & 3 \mp & 6 \end{pmatrix}$  月20日  $\begin{pmatrix} 2\pi & 3 + 6 \end{pmatrix}$   $\begin{pmatrix} 3\pi & 3 + 6 \end{pmatrix}$ 

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めます。

令和3年6月20日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

- 1 日時 令和3年6月28日午前10時
- 2 場所 横須賀市日の出町1丁目5番地 ヴェルクよこすか3階第6会議室

#### 横須賀市選挙管理委員会告示第41号(令和3年6月24日)掲 示 落/

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における期日前投票 所の投票管理者及び同職務代理者について、次のとおり選任替 えをしました。

令和3年6月24日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

(次のとおりは略)

横須賀市選挙管理委員会告示第42号  $\begin{pmatrix} 2\pi & 3 & 4 & 6 & 124 & 18 \\ 4\pi & \pi & \pi & 3 \end{pmatrix}$ 

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における期日前投票 所の投票管理者及び同職務代理者について、次のとおり選任替 えをしました。

令和3年6月24日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

(次のとおりは略)

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙において当選人と決定した方の住所及び氏名は、次のとおりです。

令和3年6月28日

横須賀市選挙管理委員会 委員長 山 口 道 夫

 住
 所
 氏
 名

 神奈川県横須賀市浦賀7丁目13番20号
 上
 地
 克
 明

### 農業委員会告示

## 横須賀市農業委員会告示第7号(令和3年7月1日) 掲 示 済)

令和3年第7回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和3年7月1日

横須賀市農業委員会 会長 田 丸 定 雄

- 1 日時 令和3年7月12日午後3時
- 2 会議開催の場所 農業委員会室
- 3 会議に付議すべき事項
- (1) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る進達に ついて
- (4) 非農地証明の申請について
- (5) 相続税納税猶予に関する適格者証明について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (7) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (8) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に

ついて

(9) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

### そ の 他

#### 

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりとします。

令和3年6月20日

横須賀市長選挙

選挙長 山 口 道 夫

横須賀市日の出町1丁目5番地

ヴェルクよこすか 2 階

横須賀市選挙管理委員会事務室(6月20日午前8時30分から午前10時までに限りヴェルクよこすか6階第1会議室とします。)

### 

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における選挙立会人となるべき方につき、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定によるくじを行う日時及び場所は、次のとおりとします。

令和3年6月20日

横須賀市長選挙

選挙長 山 口 道 夫

- 1 日時 令和3年6月24日午後5時30分
- 2 場所 横須賀市日の出町1丁目5番地 ヴェルクよこすか2階

横須賀市選挙管理委員会事務室

#### 横須賀市長選挙選挙長告示第3号(令和3年6月20日) 掲 示 済

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙の候補者として、次のとおり届出がありました。

令和3年6月20日

横須賀市長選挙

選挙長 山 口 道 夫

| 届出<br>受理<br>番号 | 届 出年月日        | 届出の別 | ・ り が な 候補者の氏名 | 本 籍  | 住 所      | 年 齢  | 党 派 | 職業    | 一のウェブサイ<br>ト等のアドレス                                | 新現 元別       | 使用          | 選挙 公報 申請           |
|----------------|---------------|------|----------------|------|----------|------|-----|-------|---------------------------------------------------|-------------|-------------|--------------------|
| 1              | 令和3年<br>6月20日 | 本人届出 | 上地克明           | 神奈川県 | 神奈川県横須賀市 | 満67歳 | 無所属 | 横須賀市長 | http://www.ka<br>miji.net/                        | 新興元         | 有・無         | <b>①</b><br>·<br>無 |
| 2              | 令和3年<br>6月20日 | 本人届出 | 岸 まき子          | 神奈川県 | 神奈川県横須賀市 | 満64歳 | 無所属 | 園芸業   | https://tsunag<br>aro-yokosuka.j<br>imdosite.com/ | 新<br>現<br>元 | 何<br>•<br>無 | <b>旬</b><br>•<br>無 |

### 

令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙について、選挙供託事務執務時間規程(昭和30年法務省訓令第1号)第1条の規定に基づき、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条の4第1項及び第2項の規定による候補者の届出又は推薦届出の日である6月20日は日曜日であるが、特に午前8時30分から午後5時まで供託事務を取り扱う供託所として、横須賀市新港町1番地8横浜地方法務局横須賀支局を指定した旨横浜地方法務局長から通知がありました。

令和3年6月20日

横須賀市長選挙

選挙長 山 口 道 夫

#### 正言

令和3年6月23日付け横須賀市報号外第19号13ページ横須賀市告示第121号中「令和3年6月25日」は「令和3年6月23日」の誤り